

令和5年9月12日開会

令和5年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和5年9月定例会議議案

(2)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第2号	令和5年度宮古市一般会計補正予算（第8号）
議案第3号	令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
議案第4号	令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
議案第5号	令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第6号	宮古市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
議案第7号	宮古市職員コンプライアンス条例
議案第8号	宮古市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号	宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例
議案第10号	宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,289,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,627,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
10	地方特例交付金	35,100	760	34,340
	1 地方特例交付金	35,100	760	34,340
11	地方交付税	11,360,000	183,464	11,543,464
	1 地方交付税	11,360,000	183,464	11,543,464
15	国庫支出金	4,779,522	190,893	4,970,415
	2 国庫補助金	1,907,236	190,893	2,098,129
16	県支出金	2,070,214	11,401	2,081,615
	2 県補助金	640,855	9,781	650,636
	3 委託金	213,206	1,620	214,826
18	寄附金	1,993,002	727	1,993,729
	1 寄附金	1,993,002	727	1,993,729
19	繰入金	3,156,855	291,992	2,864,863
	1 基金繰入金	3,156,855	291,992	2,864,863
20	繰越金	1	1,058,501	1,058,502
	1 繰越金	1	1,058,501	1,058,502
21	諸収入	559,623	3,600	563,223
	4 雑入	197,488	3,600	201,088
22	市債	2,419,600	133,700	2,553,300
	1 市債	2,419,600	133,700	2,553,300
補正されなかった款項にかかる額		7,963,707	/	7,963,707
** 歳入合計 **		34,337,624	1,289,534	35,627,158

2 歳出		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
2	総務費	6,000,047	1,027,050	7,027,097
	1 総務管理費	5,236,745	981,577	6,218,322
	7 震災復興費	3,917	45,473	49,390
3	民生費	10,155,141	46,562	10,201,703
	1 社会福祉費	5,513,606	16,752	5,530,358
	2 児童福祉費	3,280,843	29,810	3,310,653
4	衛生費	2,873,532	26,431	2,899,963
	1 保健衛生費	1,672,187	26,431	1,698,618
5	労働費	57,372	2,000	59,372
	1 労働諸費	57,372	2,000	59,372
6	農林水産業費	1,912,180	20,098	1,932,278
	2 林業費	315,321	20,098	335,419
7	商工費	914,959	7,419	922,378
	1 商工費	914,959	7,419	922,378
8	土木費	2,853,594	135,750	2,989,344
	2 道路橋りょう費	1,470,309	130,000	1,600,309
	3 河川費	94,395	5,000	99,395
	5 都市計画費	792,975	750	793,725
10	教育費	3,369,384	24,224	3,393,608
	1 教育総務費	567,077	200	567,277
	2 小学校費	807,244	12,540	819,784
	3 中学校費	458,682	10,010	468,692
	5 保健体育費	881,373	1,474	882,847
補正されなかった款項にかかる額		6,201,415	/	6,201,415
** 歳出合計 **		34,337,624	1,289,534	35,627,158

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
庁内ネットワークシステム賃借料	令和6年度	限度額 53,100千円
小国総合交流促進施設の管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 34,070千円
身体障害者福祉センターの管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 55,100千円
清寿荘の管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 753,000千円
金浜老人福祉センターの管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 96,500千円
学童の家の管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 993,400千円
高浜児童館の管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 160,200千円

事 項	期 間	限 度 額
一般廃棄物収集運搬業務委託料	令和6年度	限度額 157,800千円
横沢温泉静峰苑の管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 37,050千円
宮古市民文化会館の管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 460,000千円
宮古市民総合体育館及び小山田テニスコートの管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 468,000千円
姉ヶ崎サン・スポーツランドの管理運営に伴う委託料	令和6年度から 令和10年度まで	限度額 244,400千円

第3表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
街灯整備事業	9,000	△ 1,600	7,400	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
道路橋りょう整備事業	117,000	80,000	197,000	〃		
河川等整備事業	40,000	5,000	45,000	〃		
急傾斜地崩壊対策事業	2,700	△ 300	2,400	〃		
辺地対策事業	1,200	500	1,700	〃		
過疎対策事業	1,782,300	71,400	1,853,700	〃		
臨時財政対策債	124,400	△ 21,300	103,100	〃		
補正されなかった 地方債の額	343,000		343,000			
計	2,419,600	133,700	2,553,300			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 10 地方特例交付金 1 地方特例交付金	目	補正前の額	補正額	計
		1 地方特例交付金	35,100	760	34,340
		** 計 **	35,100	760	34,340

会計 款 項	一般会計 11 地方交付税 1 地方交付税	目	補正前の額	補正額	計
		1 地方交付税	11,360,000	183,464	11,543,464
		** 計 **	11,360,000	183,464	11,543,464

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金	目	補正前の額	補正額	計
		1 総務費国庫補助金	235,296	172,900	408,196
		2 民生費国庫補助金	203,607	18,903	222,510
		3 衛生費国庫補助金	278,022	6,000	284,022
		5 土木費国庫補助金	1,139,186	23,408	1,115,778
		6 教育費国庫補助金	48,925	11,025	59,950
		8 商工費国庫補助金		5,473	5,473
		** 計 **	1,907,236	190,893	2,098,129

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金	目	補正前の額	補正額	計
		2 民生費県補助金	231,507	4,752	236,259
		3 衛生費県補助金	8,992	5,029	14,021
		** 計 **	640,855	9,781	650,636

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 3 委託金	目	補正前の額	補正額	計
		8 教育費委託金	25,004	1,620	26,624
		** 計 **	213,206	1,620	214,826

節		金額	説明
区分			
1	地方特例交付金	760	個人住民税減収補填特例交付金 760

節		金額	説明
区分			
1	地方交付税	183,464	普通交付税 183,464

節		金額	説明
区分			
5	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	172,900	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 172,900
7	保育対策総合支援事業	18,903	保育対策総合支援事業費補助金 18,903
1	感染症予防事業費等	6,000	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 6,000
1	社会資本整備総合交付金	10,215	社会資本整備総合交付金 10,215
5	道路メンテナンス事業	42,068	道路メンテナンス事業 42,068
6	無電柱化推進事業	28,875	無電柱化推進事業 28,875
9	学校保健特別対策	11,025	学校保健特別対策事業費補助金 11,025
1	訪日外国人旅行者受入環境整備 緊急対策事業	5,473	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 5,473

節		金額	説明
区分			
18	介護施設等整備	4,752	介護施設等整備事業費補助金 4,752
7	地球温暖化対策実行計画等策定 事業費補助金	3,336	地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金 3,336
8	クリーンエネルギー導入	1,693	クリーンエネルギー導入支援支援事業費補助金 1,693

節		金額	説明
区分			
3	道徳教育推進事業	200	道徳教育推進事業 200
4	地域スポーツクラブ活動体制整 備事業	1,420	地域スポーツクラブ活動体制整備事業 1,420

1 歳 入

会計 款 項		一般会計 18 寄附金 1 寄附金				
目				補正前の額	補 正 額	計
1 寄附金				1,993,002	727	1,993,729
** 計 **				1,993,002	727	1,993,729

会計 款 項		一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金				
目				補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金				1,091,639	302,995	788,644
6 産業振興基金繰入金				58,581	2,000	60,581
10 東日本大震災復興基金繰入金				578,724	7,074	571,650
13 子ども・子育て幸せ基金繰入金				36,855	3,477	40,332
14 公共施設等総合管理基金繰入金				100,507	12,600	113,107
** 計 **				3,156,855	291,992	2,864,863

会計 款 項		一般会計 20 繰越金 1 繰越金				
目				補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金				1	1,058,501	1,058,502
** 計 **				1	1,058,501	1,058,502

会計 款 項		一般会計 21 諸収入 4 雑入				
目				補正前の額	補 正 額	計
5 雑入				197,484	3,600	201,084
** 計 **				197,488	3,600	201,088

会計 款 項		一般会計 22 市債 1 市債				
目				補正前の額	補 正 額	計
6 土木債				681,900	155,000	836,900
10 臨時財政対策債				124,400	21,300	103,100
** 計 **				2,419,600	133,700	2,553,300

節		区 分	金 額	説 明	
1 総務費寄附金			727	ふるさと寄附金	227
				まち・ひと・しごと創生寄附金	500

節		区 分	金 額	説 明	
1 財政調整基金繰入金			302,995	財政調整基金繰入金	302,995
1 産業振興基金繰入金			2,000	産業振興基金繰入金	2,000
1 東日本大震災復興基金繰入金			7,074	東日本大震災復興基金繰入金	7,074
1 子ども・子育て幸せ基金繰入金			3,477	子ども・子育て幸せ基金繰入金	3,477
1 公共施設等総合管理基金繰入金			12,600	公共施設等総合管理基金繰入金	12,600

節		区 分	金 額	説 明	
1 繰越金			1,058,501	前年度繰越金	1,058,501

節		区 分	金 額	説 明	
11 雑入			3,600	国立公園等資源整備事業費補助金	2,376
				花火鑑賞貸切遊覧船乗船料	305
				遊覧船備船料	919

節		区 分	金 額	説 明	
1 道路			151,900	道路橋りょう整備事業債	151,900
2 河川			4,700	急傾斜地崩壊対策事業債	300
				河川等整備事業債	5,000
3 街灯・道路照明			1,600	街灯・道路照明整備事業債	1,600
1 臨時財政対策債			21,300	臨時財政対策債	21,300

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	1,425,139	80	1,425,219				
		2 文書広報費	221,461	300	221,761				
		5 財産管理費	1,160,955	978,016	2,138,971				
		9 地域振興費	1,436,329	578	1,436,907				532
		15 諸費	35,578	2,603	38,181				
		** 計 **	5,236,745	981,577	6,218,322				532

会計 款 項	一般会計 2 総務費 7 震災復興費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 復興総務費	3,839	45,473	49,312				
		** 計 **	3,917	45,473	49,390				

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 社会福祉総務費	2,109,307		2,109,307	3,000			
		5 老人福祉費	1,326,456	16,752	1,343,208		4,752		
		** 計 **	5,513,606	16,752	5,530,358	3,000	4,752		

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 児童福祉総務費	175,545	21,240	196,785	17,763			3,477
		2 児童措置費	1,941,570		1,941,570	10,000			
		3 児童福祉施設費	1,163,728	8,570	1,172,298	1,140			7,000
		** 計 **	3,280,843	29,810	3,310,653	28,903			10,477

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 保健衛生総務費	689,329	883	688,446				
		2 予防費	447,344	12,400	459,744	6,000			

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
80	12 委託料	80	公益通報外部受付窓口業務委託料 80
300	23 投資及び出資金	300	コミュニティエフエム事業出資金 300
978,016	24 積立金	978,016	財政調整基金積立金 73,485 市勢振興基金積立金 15,201 市債管理基金積立金 639,330 公共施設等総合管理基金積立金 250,000
46	18 負担金補助及び交付金	578	空家等利活用補助金 578
2,603	22 償還金利子及び割引料	2,603	国庫支出金等返還金 2,603
981,045			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
45,473	24 積立金	45,473	東日本大震災復興基金積立金 45,473
45,473			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
3,000			(財源補正)
12,000	18 負担金補助及び交付金	4,752	介護施設等整備事業費補助金 4,752
	19 扶助費	12,000	高齢者補聴器購入費用助成金 12,000
9,000			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	21,240	保育対策総合支援事業費補助金 20,640 地域型保育事業所開設準備補助金 600
10,000			(財源補正)
430	12 委託料	7,000	旧男女共生推進センター解体工事实施設計業務委託料 7,000
	18 負担金補助及び交付金	1,570	保育所等業務効率化推進事業費補助金 1,570
9,570			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
883	27 繰出金	883	国民健康保険診療施設勘定特別会計繰出金 883
6,400	10 需用費	400	消耗品費 10 印刷製本費 390

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		7 エネルギー推進費	272,027	14,914	286,941		3,336		
		** 計 **	1,672,187	26,431	1,698,618	6,000	3,336		

会計 款 項	一般会計 5 労働費 1 労働諸費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 労働諸費	57,372	2,000	59,372				2,000
		** 計 **	57,372	2,000	59,372				2,000

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 1 農業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 農業振興費	298,084		298,084	5,473			5,473
		** 計 **	738,178		738,178	5,473			5,473

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 2 林業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 林業総務費	204,705	20,098	224,803				
		** 計 **	315,321	20,098	335,419				

会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 商工振興費	453,802	900	454,702				
		3 観光費	377,301	6,519	383,820				6,519
		** 計 **	914,959	7,419	922,378				6,519

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委託料	5,600	予防接種業務委託料 5,600
	18 負担金補助及び交付金	6,400	予防接種費用助成金 400 新型コロナウイルスワクチン接種個別接種促進支援補助金 6,000
11,578	24 積立金	14,914	再生可能エネルギー基金積立金 14,914
17,095			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	2,000	新規学卒者等就業奨励金 2,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			(財源補正)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
20,098	24 積立金	20,098	豊かな森を育む基金積立金 20,098
20,098			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
900	7 報償費	117	講師等謝礼金 117
	10 需用費	573	消耗品費 258 印刷製本費 315
	11 役務費	210	手数料 210
	14 工事請負費	5,600	グリーンピア三陸みやこ設備改修工事費 5,600
	24 積立金	919	遊覧船運航基金積立金 919
900			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 道路維持費	833,682	80,000	913,682	47,436	1,693	124,500	
		3 道路新設改良費	594,757	50,000	644,757	24,028		25,800	25
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	1,470,309	130,000	1,600,309	23,408	1,693	150,300	25

会計 款 項	一般会計 8 土木費 3 河川費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 河川維持費	91,695	5,000	96,695			5,000	
		2 砂防費	2,700		2,700			300	
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	94,395	5,000	99,395			4,700	

会計 款 項	一般会計 8 土木費 5 都市計画費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		5 公園費	97,791	750	98,541				750
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	792,975	750	793,725				750

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 教育研究所費	195,807	200	196,007		200		
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	567,077	200	567,277		200		

会計 款 項	一般会計 10 教育費 2 小学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 教育振興費	248,872	12,540	261,412	6,075			390
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	807,244	12,540	819,784	6,075			390

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,243	14 工事請負費	80,000	道路補修等工事費 80,000
147	14 工事請負費	50,000	末広町線施設整備工事費 50,000
1,390			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	14 工事請負費	5,000	河川環境整備工事費 5,000
300			(財源補正)
300			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委託料	750	公園維持管理委託料 750

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	8 旅費	180	研修旅費 180
	10 需用費	20	消耗品費 20

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
6,075	10 需用費	6,465	消耗品費 6,465
	17 備品購入費	6,075	学校保健特別対策備品購入費 6,075
6,075			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 3 中学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 教育振興費	164,177	10,010	174,187	4,950			110
		** 計 **	458,682	10,010	468,692	4,950			110

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健体育総務費	64,449	1,474	65,923		1,420		
		3 学校給食費	560,045		560,045	159,900			
		** 計 **	881,373	1,474	882,847	159,900	1,420		

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,950	10 需用費	5,060	消耗品費 5,060
	17 備品購入費	4,950	学校保健特別対策備品購入費 4,950
4,950			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
54	7 報償費	216	講師等謝礼金 216
	8 旅費	34	費用弁償 34
	10 需用費	86	消耗品費 86
	11 役務費	119	通信運搬費 17
			手数料 13
		保険料 89	
13 使用料及び賃借料	1,019	自動車等賃借料 968	
		会場等使用料 51	
159,900		(財源補正)	
159,846			

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地方債	その他	
千円	令和年度	千円	令和年度	千円	千円	千円	千円	千円	
(令和5年度) 庁内ネットワークシ ステム賃借料	限度額 53,100			6	53,100				53,100
(令和5年度) 小国総合交流促進施 設の管理運営に伴う 委託料	限度額 34,070			6～10	34,070				34,070
(令和5年度) 身体障害者福祉セン ターの管理運営に伴 う委託料	限度額 55,100			6～10	55,100				55,100
(令和5年度) 清寿荘の管理運営に 伴う委託料	限度額 753,000			6～10	753,000			713,000	40,000
(令和5年度) 金浜老人福祉センタ ーの管理運営に伴う 委託料	限度額 96,500			6～10	96,500				96,500
(令和5年度) 学童の家の管理運営 に伴う委託料	限度額 993,400			6～10	993,400	376,040		133,880	483,480

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
(令和5年度) 高浜児童館の管理運 営に伴う委託料	限度額 160,200			6～10	160,200			5,145	155,055
(令和5年度) 一般廃棄物収集運搬 業務委託料	限度額 157,800			6	157,800				157,800
(令和5年度) 横沢温泉静峰苑の管 理運営に伴う委託料	限度額 37,050			6～10	37,050				37,050
(令和5年度) 宮古市民文化会館の 管理運営に伴う委託 料	限度額 460,000			6～10	460,000				460,000
(令和5年度) 宮古市民総合体育館 及び小山田テニスコ ートの管理運営に伴 う委託料	限度額 468,000			6～10	468,000				468,000
(令和5年度) 姉ヶ崎サン・スポー ツランドの管理運営 に伴う委託料	限度額 244,400			6～10	244,400				244,400

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 普通債	31,203,605	31,359,011	2,247,500	155,000	2,402,500	2,665,248		2,665,248	31,096,263
(6) 土木債	3,306,277	3,277,179	260,600	83,100	343,700	479,551		479,551	3,141,328
(9) 辺地対策事業債	126,003	121,980	1,200	500	1,700	13,628		13,628	110,052
(10) 過疎対策事業債	12,709,492	13,772,665	1,782,300	71,400	1,853,700	973,985		973,985	14,652,380
4. その他	10,287,341	9,479,209	124,400	△ 21,300	103,100	989,953		989,953	8,592,356
(2) 臨時財政対策債	10,213,400	9,425,064	124,400	△ 21,300	103,100	974,257		974,257	8,553,907
補正されなかった 区分に係る額	3,876,551	3,657,785	47,700		47,700	299,916		299,916	3,405,569
合 計	45,367,497	44,496,005	2,419,600	133,700	2,553,300	3,955,117		3,955,117	43,094,188
※うち合併特例債	9,815,363	9,176,326				635,881		635,881	8,540,445

議案第3号

令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,873,877千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出

宮古市長 山本正徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰越金		1	12,198	12,199
	1 繰越金	1	12,198	12,199
補正されなかった款項にかかる額		5,861,678		5,861,678
** 歳 入 合 計 **		5,861,679	12,198	5,873,877

2 歳 出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		1	12,198	12,199
	1 基金積立金	1	12,198	12,199
補正されなかった款項にかかる額		5,861,678		5,861,678
** 歳 出 合 計 **		5,861,679	12,198	5,873,877

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 6 繰越金 1 繰越金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1	12,198	12,199
	** 計 **	1	12,198	12,199

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 6 基金積立金 1 基金積立金							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 財政調整基金積立金	1	12,198	12,199				12,198
	** 計 **	1	12,198	12,199				12,198

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	12,198	前年度繰越金 12,198

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区	分	
	24	積立金	財政調整基金積立金 12,198

議案第4号

令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		国民健康保険診療施設勘定特別会計		(単位・千円)		
	款	項	補正前の額	補正額	計	
4	繰入金		224,325	883	223,442	
		1 他会計繰入金	224,325	883	223,442	
5	繰越金		5	883	888	
		1 繰越金	5	883	888	
補正されなかった款項にかかる額			228,552		228,552	
** 歳入合計 **			452,882		452,882	

2 歳出

会 計		国民健康保険診療施設勘定特別会計		(単位・千円)		
	款	項	補正前の額	補正額	計	
補正されなかった款項にかかる額			452,882		452,882	
** 歳出合計 **			452,882		452,882	

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計				
		4 繰入金				
		1 他会計繰入金				
目				補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金				169,034	883	168,151
** 計 **				224,325	883	223,442

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計				
		5 繰越金				
		1 繰越金				
目				補正前の額	補正額	計
1 繰越金				5	883	888
** 計 **				5	883	888

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	883	一般会計繰入金 883

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	883	前年度繰越金 883

議案第5号

令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,807,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出

宮古市長 山本正徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰入金		1,100,152	93,533	1,193,685
	2 基金繰入金	28,083	93,533	121,616
9 繰越金		1	198,538	198,539
	1 繰越金	1	198,538	198,539
補正されなかった款項にかかる額		5,415,622		5,415,622
** 歳 入 合 計 **		6,515,775	292,071	6,807,846

2 歳 出

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		203	198,538	198,741
	1 基金積立金	203	198,538	198,741
8 諸支出金		2,051	93,533	95,584
	1 諸支出金	2,051	93,533	95,584
補正されなかった款項にかかる額		6,513,521		6,513,521
** 歳 出 合 計 **		6,515,775	292,071	6,807,846

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	28,083	93,533	121,616
** 計 **	28,083	93,533	121,616

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	198,538	198,539
** 計 **	1	198,538	198,539

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 財政調整基金積立金	203	198,538	198,741				198,538
** 計 **	203	198,538	198,741				198,538

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 償還金	1	93,533	93,534				93,533
** 計 **	2,051	93,533	95,584				93,533

節		金額	説明
区分			
1	財政調整基金繰入金	93,533	財政調整基金繰入金 93,533

節		金額	説明
区分			
1	繰越金	198,538	前年度繰越金 198,538

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区分	金額	
	24 積立金	198,538	財政調整基金積立金 198,538

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区分	金額	
	22 償還金利子及び割引料	93,533	国庫支出金等返還金 93,533

議案第6号

宮古市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）並びに同法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定による県の条例により市が処理することとされた事務について規定する県の条例及び規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められた職員
 - イ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき、市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき、市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするこ

とが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の

措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市の機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

令和5年9月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

条例等において書面等により行うこととされている申請、届出その他の手続等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことを可能にしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

宮古市職員コンプライアンス条例

(目的)

第1条 この条例は、職員のコンプライアンス（職員が、法令（市の条例、規則及び市の機関の定める規程を含む。以下同じ。）を遵守し、高い倫理意識を持って、市民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。）の推進及び保持に関し必要な事項を定めることにより、公正な職務を遂行し、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職（議会の議員を除く。）に属する職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 法第3条第3項第2号、第3号の2及び第5号に掲げる特別職に属する職員

ウ 市と請負契約その他の契約を締結している事業者等の役員及び従業員

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員及び従業員

オ アからエまでに掲げる者であった者のうち、その職を退いた日から起算して1年を経過していないもの

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者（その委任を受けた者を含む。）をいう。

(4) 事業者等 法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

(5) 不当要求行為 違法行為若しくは公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為（不作為を含む。）を要求する行為で規則で定めるもの又は暴力行為等社会的相当性を逸脱した手段で規則で定めるものにより要求の実現を図る行為をいう。

(6) 公益通報 公益を守るために、職員等が、知り得た市の事務事業又は市から業務の委託を受けた事業者等における当該業務に関する行為、市の施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する行為その他の行為で、次のいずれかに該当するものについて通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

ア 法令に違反する行為

イ 人の生命、身体、生活若しくは財産を害し、又はこれらに重大な影響を与える行為

ウ ハラスメント

エ アからウまでに掲げるもののほか、公益を害し、又は害するおそれのある行為

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合にお

ける役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部の者に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 職員は、法令の遵守の重要性を深く認識するとともに、倫理意識の高揚に努め、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政に関わりのある者に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めなければならない。

4 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

5 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、規則で定める利害関係者との関係に注意を払い、市民の疑惑や不信を招くような行為として規則で定めるものをしてはならない。

6 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その職務の重要性を自覚し、率先して自らを律するとともに、所属職員への適切な指導及び監督を行い、公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他必要な措置を講じなければならない。

(不当要求行為への組織的対応)

第6条 職員は、不当要求行為に対しては、これを拒否しなければならない。この場合において、当該不当要求行為が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶおそれがあると認められる場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察機関への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員(市長を除く。)は、不当要求行為を受けたときは、直ちに上司又は規則で定める職員(以下「上司等」という。)に報告しなければならない。

3 上司等は、前項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務を遂行するために必要な措置を講ずるものとする。

4 上司等は、職員(市長を除く。)が受けた不当要求行為が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(不当要求行為を受けた職員の保護)

第7条 上司等は、職員(市長を除く。)が不当要求行為を受けたときは、当該不当要求行為の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう警察機関への連絡、弁

護士のあっせん等を行うとともに、公正な職務の遂行を確保するため、当該職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(公益通報調査員)

第8条 公益通報に関する受付、調査等を行うため、宮古市公益通報調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 調査員は、弁護士その他の法令に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(公益通報の方法)

第9条 職員等は、市政の運営に関し、第2条第1項第6号に規定する行為（以下「通報対象行為」という。）が生じ、又は生じようとしていることを知り得たときは、調査員に対して公益通報をするものとする。

2 職員等は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象行為が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

3 職員等は、公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。

4 職員等は、公益通報の濫用により、いたずらに公務の運営に支障を生じさせてはならない。

(公益通報の対象となる行為に関する調査員の調査等)

第10条 調査員は、公益通報を受けたときは、通報対象行為の存否に関する調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該公益通報をした職員等（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 調査員は、公益通報の概要及び対応方針を市長及び当該公益通報に係る事務を所管する任命権者（以下「市長等」という。）に報告するものとする。

3 調査員は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく調査を行い、当該調査の結果を市長等に報告するものとする。

4 調査員は、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、当該調査の結果を遅滞なく通知するものとする。

5 前条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、第1項及び前項の規定による通知は行わないものとする。

(公益通報の調査結果に基づく措置の実施)

第11条 市長等は、前条第3項の規定により通報対象行為があると認める報告を受けたときは、速やかに是正の措置、再発防止の対策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるとともに、その内容を調査員に報告するものとする。この場合において、市長等は、必要があると認めるときは、当該通報対象行為に係る関係者の処分を行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、必要に応じて、その内容の全部又は一部を公表するものとする。

(公益通報の通報者への是正措置等の通知)

第12条 調査員は、前条第1項の規定により市長等が是正措置等を講じたときは、その内容を、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、第9条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、この限りでない。

(公益通報の通報者等の保護)

第13条 市長等は、通報者及び通報対象行為の存否に関する調査に協力した者に対し、公益通報をし、又は当該調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長等は、通報者及び通報対象行為の存否に関する調査に協力した者が前項の不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(職員等の協力等)

第14条 職員等は、この条例の規定に基づき調査員が行う調査に誠実に協力するとともに、当該調査に係る通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

2 公益通報の処理に従事する職員等は、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。

3 市長等は、第1項に規定する調査等が行われ、若しくは行われるおそれがあると認めるとき、又は前項に規定する範囲を超えて同項に規定する事項が共有され、若しくは共有されるおそれがあると認めるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第15条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

令和5年9月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

公正な職務を遂行し、もって公務に対する市民の信頼を確保するため、職員のコンプライアンスの推進及び保持に関し必要な事項を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

宮古市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

宮古市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 24 年宮古市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(課税免除の適用)</p> <p>第 2 条 特定復興産業集積区域において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 5 第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項、第 17 条の 5 第 1 項又は第 18 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第 37 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項に規定する指定事業者又は法第 40 条第 1 項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後 5 年度内に限り、その課税を免除する。</p>	<p style="text-align: center;">(課税免除の適用)</p> <p>第 2 条 特定復興産業集積区域において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 5 第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項、第 17 条の 5 第 1 項、<u>第 18 条の 4 第 1 項、第 25 条の 2 第 1 項、第 25 条の 5 第 1 項</u>又は第 26 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第 37 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項に規定する指定事業者又は法第 40 条第 1 項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後 5 年度内に限り、その課税を免除する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の宮古市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例第 2 条に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

令和 5 年 9 月 12 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

宮古市奨学資金貸付条例（平成17年宮古市条例第242号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>育英のための奨学資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大学等 学校教育法に規定する大学、高等専門学校及び専修学校の<u>専門課程その他規則で定める教育施設をいう。</u></p> <p><u>(貸付けの対象者)</u></p> <p>第3条 奨学金の貸付けの対象となる者（第5条において「<u>対象者</u>」という。）は、<u>市内に住所を有する者の子であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>高等学校又は大学等に在学している者で、在学する高等学校又は大学等の修学に係る奨学金の貸付けを希望するもの</u></p> <p>(2) <u>修学を希望する高等学校又は大学等に入学を認められている者</u></p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、<u>規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(貸付けの事前の申込み)</u></p> <p>第5条 <u>対象者でない者（市内に住所を有する者の子に限る。）が入学を認められた後の当該高等学校又は大学等の修学に係る奨学金の貸付けを希望する場合は、規則で定めるところにより、事前に貸付けの申</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>経済的な理由により修学困難な者に対し、育英のための奨学資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、有能な人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大学等 学校教育法に規定する大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。</p> <p><u>(資格)</u></p> <p>第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、<u>次の要件を備えた者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>市内に住所を有している者の子であること。</u></p> <p>(2) <u>心身ともに健康で、学業成績が優秀であること。</u></p> <p>(3) <u>高等学校又は大学等に在学していること。</u></p> <p>(4) <u>学資の支弁が困難であると認められること。</u></p> <p>(貸付け)</p> <p>第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、<u>最終出身学校長の推薦を受け、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 奨学金の貸付けは、<u>宮古市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴いたうえで、市長が決定する。</u></p>

込みをすることができる。

2 前項の申込みをした者が対象者に該当することとなったときは、当該申込みは、前条の規定による申請とみなす。この場合において、当該申込みが申請とみなされた者は、速やかに、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請（前条第2項の規定により申請とみなされたものを含む。）があったときは、その適否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(保証人)

第7条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 [略]

第8条 [略]

(貸付方法)

第9条 奨学金は、貸付けを開始した月から借受者が高等学校又は大学等を卒業するまでの間において正規の修業年限を超えない期間を基本とし、毎月貸し付けるものとする。ただし、特別の理由があるときは、あらかじめ6月分の奨学金（前条第2項の規定により加算される額を除く。）を合わせて貸し付けることができる。

第10条 [略]

(貸付けの決定の取消し)

第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けの決定を取り消すものとする。

(1) 奨学金の貸付けの決定に係る高等学校又は大学等を退学したとき。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(保証人)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、2人の保証人を立てなければならない。

2 [略]

第6条 [略]

(貸付方法)

第7条 奨学金は、貸付けを開始した月から借受者が高等学校又は大学等を卒業するまでの間において正規の修業年限を超えない期間、毎月貸し付けるものとする。ただし、特別の理由があるときは、あらかじめ6月分の奨学金（前条第2項の規定により加算される額を除く。）を合わせて貸し付けることができる。

第8条 [略]

(貸付けの廃止)

第9条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを廃止するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) [略]

(3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(4) [略]

(5) [略]

<p>第12条 〔略〕 (返還)</p> <p>第13条 借受者は、貸付けを受けた奨学金の全額について、期間満了又は貸付けの決定を取り消された日の属する月の翌月から規則で定める期間内に年賦又は月賦の方法により返還しなければならない。ただし、奨学金の全額又は一部を繰り上げて返還することができる。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第14条 〔略〕</p> <p>第15条 〔略〕</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>第17条 〔略〕</p>	<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達する見込みがなくなると認められるとき。</p> <p>第10条 〔略〕 (返還)</p> <p>第11条 借受者は、貸付けを受けた奨学金の全額について、期間満了又は廃止した月の翌月から規則で定める期間内に年賦又は月賦の方法により返還しなければならない。ただし、奨学金の全額又は一部を繰り上げて返還することができる。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>第14条 〔略〕 (選考委員会)</p> <p>第15条 奨学金の貸付けを受ける者の選考に関し審議するため、選考委員会を置く。</p> <p>2 選考委員会は、7人の委員をもって組織し、学識経験者及び公共的団体の役職員のうちから市長が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第16条 〔略〕</p>
<p>2 (奨学金の額)</p> <p>第8条 奨学金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 高等学校に在学する者 月額4万円以内で市長が認める額</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 (返還)</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由により所定の期限までに奨学金の返還が困難であると認められた者に対しては、規則で定める期間に限り、返還期限を延長することができる。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(奨学金の額)</p> <p>第8条 奨学金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 高等学校に在学する者 月額2万円</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 (返還)</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由により所定の期限までに奨学金の返還が困難であると認められた者に対しては、2年以内の期間に限り返還期限を延長することができる。</p> <p>3 〔略〕</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表の2の項の改正部分は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 表の1の項の改正部分による改正後の宮古市奨学資金貸付条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定（第2条及び第9条の改正規定を除く。）は、表の2の項の改正部分の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に新たに奨学資金の貸付けを受けようとする者について適用し、一部施行日前に新たに奨学資金の貸付けを受けようとする者については、なお従前の例による。

3 一部施行日前に表の1の項の改正部分による改正前の宮古市奨学資金貸付条例の規定により奨学資金の貸付けを受けている者で一部施行日以後も引き続き当該奨学資金の貸付けを受けるものに係る改正後の条例第3条、第7条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例による。

（宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例の一部改正）

4 宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例（平成29年宮古市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(免除の要件) 第2条 市長は、貸付条例第14条の規定にかかわらず、 貸付条例第13条第1項本文の規定により奨学資金の返還の義務（貸付条例第15条の規定により返還を猶予した場合の当該猶予した期間が満了した場合を含む。）が生じた借受者（貸付条例第7条第2項に規定する借受者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、当該奨学資金の返還を免除することができる。 (1)・(2) 〔略〕	(免除の要件) 第2条 市長は、貸付条例第12条の規定にかかわらず、 貸付条例第11条第1項本文の規定により奨学資金の返還の義務（貸付条例第13条の規定により返還を猶予した場合の当該猶予した期間が満了した場合を含む。）が生じた借受者（貸付条例第5条第2項に規定する借受者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、当該奨学資金の返還を免除することができる。 (1)・(2) 〔略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。

令和5年9月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

奨学資金の貸付けの対象者の要件、申請に係る手続等を緩和するとともに、高等学校に在学する者に係る奨学資金の貸付けの額を増額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例（平成29年宮古市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(免除の要件)</p> <p>第2条 市長は、貸付条例第14条の規定にかかわらず、貸付条例第13条第1項本文の規定により奨学資金の返還の義務（貸付条例第15条の規定により返還を猶予した場合の当該猶予した期間が満了した場合を含む。）が生じた借受者（貸付条例第7条第2項に規定する借受者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、当該奨学資金の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 就業していること。</u></p> <p>(免除の額)</p> <p>第4条 前条の決定に係る奨学資金の返還の免除の額は、<u>借受者の次の各号に掲げる返還する奨学資金の総額の区分に応じ、当該各号に定める年数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額。第6条において「免除年額」という。）とする。</u></p> <p><u>(1) 100万円未満 10年</u></p> <p><u>(2) 100万円以上200万円未満 15年</u></p> <p><u>(3) 200万円以上300万円未満 20年</u></p> <p><u>(4) 300万円以上400万円未満 25年</u></p> <p><u>(5) 400万円以上500万円未満 30年</u></p> <p><u>(6) 500万円以上700万円未満 35年</u></p> <p><u>(7) 700万円以上 40年</u></p> <p>(奨学資金の返還)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により第3条の免除の決定</p>	<p>(免除の要件)</p> <p>第2条 市長は、貸付条例第14条の規定にかかわらず、貸付条例第13条第1項本文の規定により奨学資金の返還の義務（貸付条例第15条の規定により返還を猶予した場合の当該猶予した期間が満了した場合を含む。）が生じた借受者（貸付条例第7条第2項に規定する借受者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、当該奨学資金の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 次に掲げるいずれかの区域で就業していること。</u></p> <p><u>ア 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）別表第5に掲げる宮古公共職業安定所の管轄区域</u></p> <p><u>イ 借受者の居住する地域の地理的条件、交通事情その他の社会的条件を勘案して当該借受者がア以外の区域で就業することに相当の理由があると市長が認める区域</u></p> <p>(免除の額)</p> <p>第4条 前条の決定に係る奨学資金の返還の免除の額は、<u>1会計年度ごとに、借受者の当該年度の返還額の範囲内において、当該借受者が月賦で返還する方法により返還することとした場合の各月の返還額を基礎として規則で定める額（第6条において「免除月額」という。）に12を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(奨学資金の返還)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により第3条の免除の決定</p>

の取消しをした場合は、当該取消しをされた借受者が当該年度に決定された免除年額から、当該借受者が第2条各号に掲げる要件に該当することとなった日の属する月から当該取消しの事由が生じた日の属する月までの月数に免除年額を1.2で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を乗じて得た額を控除した額の返還を求めるものとする。

の取消しをした場合は、当該取消しをされた借受者が奨学資金の返還を免除されないときに当該年度に返還することとなる奨学資金の返還額から、当該借受者が第2条各号に掲げる要件に該当することとなった日の属する月から当該取消しの事由が生じた日の属する月までの月数に免除月額を乗じて得た額を控除した額の返還を求めるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に宮古市奨学資金貸付条例（平成17年宮古市条例第242号）の規定により新たに奨学資金の貸付けを受けようとする者について適用し、施行日前に宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例（令和5年宮古市条例第 号。以下「令和5年改正条例」という。）による改正前の宮古市奨学資金貸付条例の規定により奨学資金の貸付けを受けている者で施行日以後に奨学資金の返還を開始するもの、宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例第3条の規定により奨学資金の返還の免除の決定を受けている者及び施行日において令和5年改正条例による改正後の宮古市奨学資金貸付条例第13条の規定により奨学資金の返還を行っている者に係る奨学資金の返還の免除の額については、なお従前の例による。

令和5年9月12日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

奨学資金の返還の免除の要件を緩和し、及び1会計年度ごとの奨学資金の返還の免除の額を見直そうとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年宮古市条例第 2 0 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>宮古市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため公共下水道事業、<u>農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び浄化槽事業</u>（以下「<u>下水道事業</u>」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(法の適用)</p> <p>第 2 条 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、<u>下水道事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p> <p style="text-align: center;">(経営の基本)</p> <p>第 3 条 <u>水道事業及び下水道事業</u>（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の処理区域は、宮古市集落排水処理施設条例（平成 1 7 年宮古市条例第 1 7 3 号）第 3 条第 3 号に規定する処理区域とする。</u></p> <p>7 <u>浄化槽事業の対象区域は、宮古市浄化槽条例（平成 1 9 年宮古市条例第 1 1 号）第 3 条第 2 項に規定する対象区域とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため公共下水道事業（以下「<u>公共下水道事業</u>」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(法の適用)</p> <p>第 2 条 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、<u>公共下水道事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p> <p style="text-align: center;">(経営の基本)</p> <p>第 3 条 <u>水道事業及び公共下水道事業</u>（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(宮古市特別会計条例の一部改正)

2 宮古市特別会計条例(平成 1 7 年宮古市条例第 8 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)

<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 〔略〕</p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>(1) <u>宮古市農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u></p> <p>(2) <u>宮古市漁業集落排水事業特別会計 漁業集落排水事業</u></p> <p>(3) <u>宮古市浄化槽事業特別会計 浄化槽事業</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>(9) 〔略〕</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市上下水道審議会条例の一部改正)

3 宮古市上下水道審議会条例(平成17年宮古市条例第204号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 宮古市の水道事業、<u>公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び浄化槽事業</u>(以下「水道事業等」という。)について審議するため、市長の諮問機関として宮古市上下水道審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 宮古市の水道事業及び<u>公共下水道事業</u>(以下「水道事業等」という。)について審議するため、市長の諮問機関として宮古市上下水道審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

令和5年9月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び浄化槽事業に地方公営企業法の規定を適用しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。